

諸懸案事項の整理について (その2)の提案を受ける

本部は、7月31日に提案を受け、同日に妥結しました。以下、報告します。

1. 契約社員の表彰の改正

契約社員を効績章の対象に含める。

2. 独身者に対する帰省旅費の支給回数等の改正

独身者（管理職社員及び28歳を超える社員は対象から除く）の帰省旅費支給回数について、現行「年3回」を「年4回」に改正する。

本社で採用しその人事運用が全国展開となる社員についても、帰省旅費の支給対象とする。

3. 実施時期等

平成30年8月1日から適用する。

以上